

★ 広島県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十一号）（水産課）

一 改正の要旨

五日市漁港にプレジャーボート等を收容するための施設として五日市漁港フィッシュヤ
リーナ施設を整備することに伴い、当該施設の使用に関し必要な事項を定めた。

二 施行期日

平成二十年七月一日

★ 広島県漁港管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第五十二号）
（水産課）

広島県漁港管理条例の一部を改正する条例（平成十九年広島県条例第五十一号）の施行期日を平成二十年七月一日とすることとした。